

2020 年度 入学 試験 問題

政経P問

政 治・經 濟

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙はすべて黒鉛筆(HB)〈シャープペンシルは、HB 0.5 mm 以上の芯であれば使用可〉で記入することになっています。
(万年筆・ボールペン・サインペンなどを使用してはいけません。)
- III 解答用紙右端の出席票に印刷されている受験番号を確認してください。間違いがなければ氏名欄に署名し、切取線から切り離してください。
- IV 試験時間は 60 分です。
- V 問題は 24 ページで大問 4 問です。

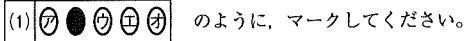
マーク記入上の注意

1. 解答欄にマークするときは、HBの黒鉛筆で次の正しい例のように、濃く正確にぬりつぶしてください。

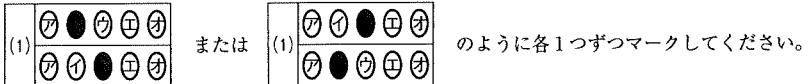
2. マークのしかた

(ア) 正しい例

a 解答が 1 つの場合、例えばイと解答するときは



b 解答が 2 つの場合、例えばイとウと解答するときは



(イ) 悪い例

(1)	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ
(2)	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ
(3)	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ
(4)	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ
(5)	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ

○印でかこむ。

全部をぬりつぶしていない。

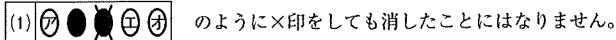
レ印をつける。

| 印をつける。

1 欄に 2 つ以上マークする。

} このような記入をしてはいけません。

3. 一度記入したマークを訂正する場合は、消しゴムで完全に消してから記入しなおしてください。



4. 解答用紙を折り曲げたり、破ったり、また汚したりしないでください。

[I] 次の文章を読んで、問(A)～問(J)に答えなさい。

国民生活に対する政府の責任や役割をめぐっては、これまでさまざまな議論がなされてきた。20世紀以降の先進諸国のような、国民の最低限度の生活を保障するために社会保障の充実や完全雇用の実現に大きな責任を果たす国のあり方は、(1)と呼ばれる。その理念が歴史的に形成される上では、1935年のアメリカの社会保障法や、1942年のイギリスの(2)が重要な役割を果たした。

しかし1970年代末以降、イギリスの(3)首相やアメリカのレーガン大統領は、政府の財政規模の拡大とその非効率性を批判し、市場経済と個人の自立を重視した一連の改革を行った。これはいわば「小さな政府」を目標とした改革といえる。^①

こうした改革のなかでは、失業の捉え方やその対策についての考え方も変化した。政府に失業解消の責任があるならば、不況時には完全雇用を目指す政策を実施する必要があることになるが、失業は市場を通じて自ずと調整されるものならば、政府は過度に介入すべきではないことになる。

1990年代に入ると、イギリスでは再び雇用についての政府の責任が重視されるようになる。しかしそれは単純に従来の(1)に戻るものではなく、「福祉から就労」へという方針のもとで、可能な限りの就労を通じた社会参加を求めたうえで、働けない人には保障を与えようとするものであった。こうしたイギリスの新たな路線は(4)と呼ばれた。

この(4)は、福祉受給と就労をセットで考える(5)の代表例といえる。これに対し近年では、雇用の有無や所得の多寡とは関係なく国民全員に一定の所得給付を行うという(6)への関心が高まり、フィンランドなどの一部の地域で社会実験も行われた。

日本においても、同様の議論が展開してきた。第二次世界大戦後は、健康保険制度や年金制度に代表される社会保障制度の整備が進められてきたが、^②1980年代以降は、^③イギリスやアメリカと同様に規制緩和や民営化が進められた。しかし近年は、経済格差の解消や雇用環境の改善のために、政府が積極的な役割を果たすべきとの声もあがるようになっている。日本では社会的な平等が過度に重視

されてきたとの声もあるが、税金と社会保険料の合計が国民所得に占める割合である(7)の大きさは、他の先進諸国に比べて決して大きくない。政府の責任と役割を問い直し、すべての世代の国民が安心して暮らせる仕組みをどのように再構築すべきかが、いま問われている。

問(A) 文中の(1)に当てはまる語句として最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 夜警国家 (イ) 保険国家 (ウ) 国民国家 (エ) 福祉国家

問(B) 文中の(2)に当てはまる語句として最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) エリザベス救貧法 (イ) 疾病保険法
(ウ) ベバリッジ報告 (エ) キンゼイ報告

問(C) 文中の(3)に当てはまる語句として最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) メイ (イ) ブレア (ウ) メジャー (エ) サッチャー

問(D) 下線部①に関する記述として、最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 行政改革を行うことで、歳出の無駄をなくす。
(イ) 所得税率を引き上げることで、財政基盤を安定化させる。
(ウ) 規制緩和政策をとることで、企業間の競争を促進する。
(エ) 社会保障の削減を行うことで、財政負担を軽減する。

問(E) 文中の(4)に当てはまる語句として最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 新自由主義 (イ) 第三の道
(ウ) 新保守主義 (エ) ニューディール

問(F) 文中の(5)に当てはまる語句として最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- | | |
|---------------|----------------|
| (ア) ワークフェア | (イ) ワークライフバランス |
| (ウ) ワークシェアリング | (エ) ワーカホリック |

問(G) 文中の(6)に当てはまる語句として最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- | | |
|--------------|---------------|
| (ア) 負の所得税 | (イ) インカムゲイン |
| (ウ) キャピタルゲイン | (エ) ベーシックインカム |

問(H) 下線部②に関して、日本の年金制度の説明として、最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 確定拠出年金は、企業や個人が一定額の保険料を拠出し、それを運用した結果に応じて受給額が決まる。
- (イ) 基礎年金は、すべての国民が負担する保険料のみを財源とする。
- (ウ) 年金積立金管理運用独立行政法人(G P I F)は、国民年金や厚生年金の積立金を運用している。
- (エ) マクロ経済スライドは、2015年度に初めて適用された。

問(I) 下線部③に関して、1980年代に行われた民営化の説明として、最も適当でないものを、次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 日本道路公団が民営化され、N E X C O となった。
- (イ) 日本国有鉄道が民営化され、J R となった。
- (ウ) 日本電信電話公社が民営化され、N T T となった。
- (エ) 日本専売公社が民営化され、J T となった。

問(J) 文中の(7)に当てはまる語句として最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- | | |
|-----------|------------|
| (ア) 国民負担率 | (イ) 所得代替率 |
| (ウ) 労働分配率 | (エ) 相対的貧困率 |

[II] 次の文章を読んで、問(A)～問(M)に答えなさい。

経済成長とは、一国全体の経済規模が(1)的に拡大している状況のことである。次ページの図1で考えると、経済成長は(2)によって表される。一般的に、一国全体の経済規模はG D Pにより測られる。G D Pは、一定期間における⁽¹⁾経済活動を示す(3)であり、その変化率を経済成長率という。高度経済成長期の日本は、年平均で約10%の実質経済成長率を達成した。

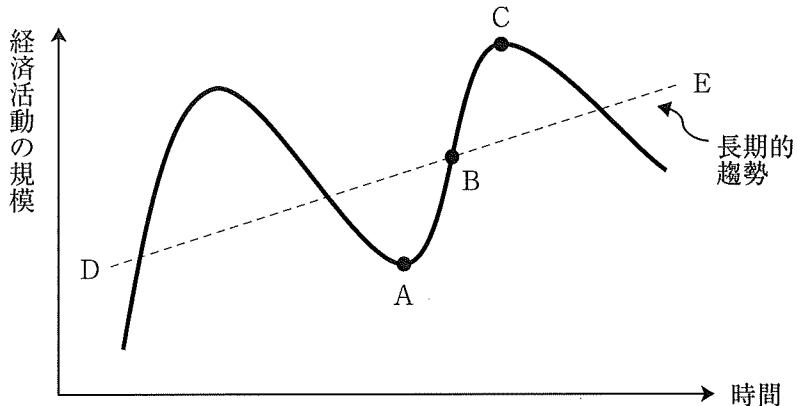
G D Pにはいくつかの種類がある。(4)G D Pと(5)G D Pを比べると、経済成長を考える上でより重要なのは(5)G D Pである。なぜなら、インフレーションの影響を受ける(4)G D Pは、その国の経済規模が一定の場合でも増加しうるからである。また、⁽³⁾国民の平均的な生活水準を測る指標としては、G D Pよりも一人当たりG D Pの方が望ましい。そして、⁽⁴⁾国民の福祉を測る上でG D Pには限界もあるため、国民純福祉(N N W)やグリーンG D Pといった他の指標が開発されてきている。

経済成長の源泉は何だろうか。広く受け入れられている考えによると、経済成長の主要因は、消費や投資といった(6)側ではなく、生産技術・(7)・労働力やその質といった(8)側にあるという。生産技術は、企業などによる(9)によって高められる。(7)とは、ここでは生産設備などの物的な資産であり、(10)でもある。労働力の質とは、各労働者が持つ生産に関わる技能のことである。⁽⁵⁾これら主要因が向上・拡大することで、財・サービス市場が変化し、経済が成長する。ただし、それらを大幅に向上・拡大させることは、(11)的には難しいと言えよう。

経済成長の促進を目指す上で注意すべきことは、それが景気の改善という政策目標と(12)になる可能性である。ここでは景気対策の例として、所得税の減税を考えよう。確かにこのような政策は、(13)的には家計の購買意欲を刺激し景気を回復させるだろう。だがその一方で、貯蓄率の低下により、金融市場を通じた設備投資への資金供給が不足する。結果として、この政策は(14)蓄積および経済成長の鈍化をもたらす恐れがある。実際、国民の高い貯蓄率は、戦後日本の高度成長を支えた一因と言われる。このように、経済成長は、景気変動と

比べてより(15)的な視点から分析することが求められる。

図1：ある国の経済規模の推移



問(A) 文中の(1)～(3)に入れるのに最も適当な組合せを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) (1) → 長期, (2) → 点線DE, (3) → フロー
- (イ) (1) → 長期, (2) → 点線DE, (3) → ストック
- (ウ) (1) → 短期, (2) → 実線AC, (3) → ストック
- (エ) (1) → 短期, (2) → 実線BC, (3) → フロー

問(B) 文中の(4)と(5)に入れるのに最も適当な組合せを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) (4) → 名目, (5) → 実質
- (イ) (4) → 実質, (5) → 名目
- (ウ) (4) → 円表示の, (5) → ドル表示の
- (エ) (4) → ドル表示の, (5) → 円表示の

問(C) 文中の(6)～(8)に入れるのに最も適当な組合せを次の(A)～(E)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) (6) → 供給, (7) → 株・債券, (8) → 需要
- (イ) (6) → 供給, (7) → 資本, (8) → 需要
- (ウ) (6) → 需要, (7) → 株・債券, (8) → 供給
- (エ) (6) → 需要, (7) → 資本, (8) → 供給

問(D) 文中の(9)～(11)に入れるのに最も適当な組合せを次の(A)～(E)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) (9) → イノベーション, (10) → フロー, (11) → 物理
- (イ) (9) → イノベーション, (10) → ストック, (11) → 短期
- (ウ) (9) → デフレーション, (10) → フロー, (11) → 物理
- (エ) (9) → デフレーション, (10) → ストック, (11) → 短期

問(E) 文中の(12)に入れるのに最も適当な語句を次の(A)～(E)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) トレードオフ
- (イ) フェアトレード
- (ウ) トラスト
- (エ) マネタリズム

問(F) 文中の(13)～(15)に入れるのに最も適当な組合せを次の(A)～(E)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) (13) → 短期, (14) → 資本, (15) → 長期
- (イ) (13) → 長期, (14) → 技術, (15) → 短期
- (ウ) (13) → 国内, (14) → 資本, (15) → 國際
- (エ) (13) → 國際, (14) → 技術, (15) → 国内

問(G) 下線部①に関して、2015年度の日本の名目GDPとして最も適当なもの
を次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 約5300兆円
- (イ) 約530兆円
- (ウ) 約53兆円
- (エ) 約5.3兆円

問(H) 下線部②に関して、その定義に照らして最も適当な記述を次の(ア)～(エ)から
一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 豊かさをGDPで測る場合、経済成長率が高い国のはうがより豊かである。
- (イ) g を年率の経済成長率とすると、来年のGDPは、今年のGDPの g 倍になる。
- (ウ) GDPが増加し続ける限り、経済成長率は上昇し続ける。
- (エ) 経済成長率が低下しても、GDPは増加していることもある。

問(I) 次の表1は、ある国のT年とT+1年の経済状況を表している。下線部②
に関して、この国の説明として最も適当な記述を次の(ア)～(エ)から一つ選び、
その記号をマークしなさい。

表1：ある国の経済状況(T年とT+1年)

	名目GDP	GDPデフレーター	人口
T年(基準年)	1,000万円	1	10人
T+1年	2,200万円	1.1	20人

- (ア) 物価の変動を含めた経済成長率は、年率22%である。
- (イ) 物価の変動を含めた経済成長率は、年率220%である。
- (ウ) 物価の変動を除いた経済成長率は、年率100%である。
- (エ) 物価の変動を除いた経済成長率は、年率200%である。

問(J) 下線部③の経年変化に関して、表1の国の記述として最も適当なものを次の(A)～(E)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 国民の平均的な生活水準は、上昇している。
- (イ) 国民の平均的な生活水準は、変化していない。
- (ウ) 国民の平均的な生活水準は、下落している。
- (エ) 国民の平均的な生活水準の変化については、判断できない。

問(K) 下線部④に関して、最も適当でない記述を次の(A)～(E)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

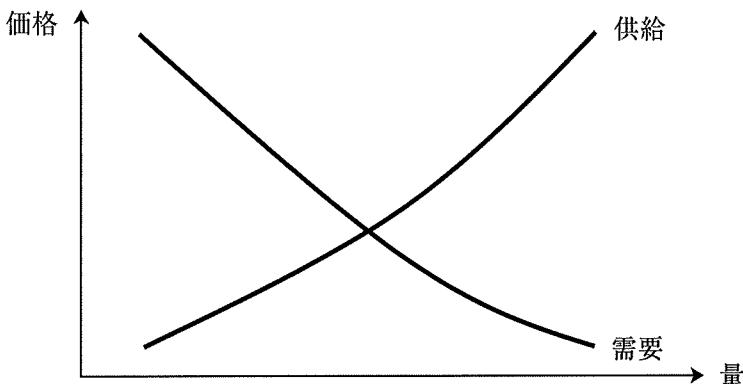
- (ア) G D Pは、環境破壊による生活の質の低下を考慮しない。
- (イ) G D Pは、老人ホームが提供するサービスを考慮しない。
- (ウ) G D Pは、市場で取引されない家事労働を考慮しない。
- (エ) G D Pは、余暇が生活の質に与える影響を考慮しない。

問(L) 次の図2は、国内で生産されるある財の競争的市場を表している。下線部

⑤に関して、この市場の記述として最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 労働生産性の上昇による、供給曲線の右方移動
- (イ) 労働者の質の向上による、供給曲線の上方移動
- (ウ) 所得の上昇による、需要曲線の左方移動
- (エ) 資本の蓄積による、需要曲線の右方移動

図2：国内で生産されるある財の競争的市場



問(M) 本文の内容に照らして、下線部⑥を目指す政策として最も適当でないもの

を次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 獎学金制度の拡充
- (イ) 少子化対策
- (ウ) 消費税率の引き下げ
- (エ) 研究開発を行う企業に対する税制上の優遇措置

〔III〕 次の文章を読んで、問(A)～問(E)に答えなさい。

憲法は、国の最高法規として位置づけられている。しかし、この憲法の最高法規性は、ときとして、法律などの下位の法規範や違憲的な権力行使によって脅かされ、歪められるという事態が生じる。そこで、このような憲法の崩壊を招く政治の動きを事前に防止し、または、事後に是正するための仕組みが、あらかじめ憲法の中で定められている。具体的にいえば、日本国憲法は、憲法の崩壊を招く政治の動きを事前に防止する仕組みとして、憲法の最高法規性を宣言し(第98条)，一定の者に対して憲法尊重擁護を義務づけ(第99条)，権力分立制を採用している(第41条、第65条、第76条)。さらに、日本国憲法は、事後に是正する仕組みとして、違憲審査権について規定している(第81条)。

また、日本国憲法は、最高法規たる憲法を保障する制度として、憲法の改正手続を定めつつ、その改正の要件を厳格にしている。憲法改正の手続について、日本国憲法第96条は、「この憲法の改正は、(1)の(2)の(3)の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その(4)の賛成を必要とする。」と定めている。

日本国憲法の下で、憲法改正のための国民投票が行われたことはこれまで一度もない。しかし、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行う目的で、2000年に衆参両院に(a)が設置され、2005年に最終報告書が提出された。その後、2007年には憲法改正の具体的な手続を定めた国民投票法が成立した。この法律に基づいて、同年、衆参両院に、憲法改正原案の提出権を持つ(b)が設置された。

問(A) 下線部①について、憲法を尊重し擁護する義務を負う者として日本国憲法第99条で掲げられていない者を、次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- | | | |
|---------|--------|----------|
| (ア) 天皇 | (イ) 摂政 | (ウ) 国会議員 |
| (エ) 裁判官 | (オ) 国民 | |

問(B) 下線部②に関する説明として、最も適当でないものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 日本国憲法によれば、最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。
- (イ) 日本では、違憲審査権は、終審裁判所である最高裁判所だけに与えられている。
- (ウ) 日本では、最高裁判所は「憲法の番人」とも呼ばれている。
- (エ) ドイツでは、憲法裁判所を設けて、憲法裁判所が違憲審査を行う制度がとられている。
- (オ) アメリカでは、提起された訴訟の中で法律などの合憲性が争われた場合に、通常の裁判所が違憲審査を行う制度がとられている。

問(C) 文中の(1)～(4)に入れると最も適当な語句を下記の語群から選び、その記号をマークしなさい。

〔語群〕

- | | | |
|------------|------------|------------|
| (ア) 最高裁判所 | (イ) 過半数 | (ウ) 裁判官 |
| (エ) 四分の三以上 | (オ) 衆議院 | (カ) 参議院議員 |
| (キ) 両議院 | (ク) 出席議員 | (ケ) 三分の二以上 |
| (コ) 二分の一以上 | (サ) 衆議院議員 | (シ) 参議院 |
| (ス) 総議員 | (セ) 四分の一以上 | (ソ) 内閣総理大臣 |
| (タ) 各議院 | (チ) 国会議員 | (ツ) 三分の一以上 |

問(D) 文中の(a)および(b)に入る語句の組合せとして、最も適当なものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

	(a)	(b)
(ア)	憲法調査会	憲法審査会
(イ)	憲法研究会	憲法審査会
(ウ)	憲法研究会	憲法調査会
(エ)	憲法審査会	憲法調査会
(オ)	憲法審査会	憲法研究会

問(E) 下線部③に関する説明として、最も適当でないものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 国民投票は、国会が憲法改正を発議した日から起算して 60 日以後 180 日以内において、国会の議決した期日に行う。
- (イ) 日本国で年齢満 18 年以上の者は、国民投票の投票権を有する。
- (ウ) 裁判官や検察官は、在職中、国民投票運動をすることができない。
- (エ) 公職選挙法で定める選挙運動とは異なり、国民投票法では、国民投票運動をするにあたって、戸別訪問を禁止する規定はない。
- (オ) 憲法改正の国民投票を有効に成立させるためには、投票率が 50% を超えることを要件としている。

〔IV〕 次の会話文を読んで、問(A)～問(C)に答えなさい。なお、この会話は2019年4月26日(金)に行われたものとする。

弟：明日から10連休とか、最高だよね！

姉：そうね、確かに一人で海外旅行をしてみるって言っていた？

弟：そうそう、台湾に行くてくるんだよ。来年はシンガポール、再来年はハワイとか？ 卒業の年は思い切ってニューヨークとかどうだろう。

姉：いやいや、就職活動とかあるから。というかそれ以前に、10連休なのは今年だけってこと、まさか知らないわけじゃないよね……？

弟：えーっ、嘘でしょ！？ 心が傷ついたよ……。国はなんでそんな酷いことができるの……。

姉：祝日を何だと思っているのよ……。あ、もし10連休ができた法的根拠を聞いているのなら、3つの法律が関係しているわ。「国民の祝日に関する法律(祝日法)」と「天皇の退位等に関する(1)特例法」、それに「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」ね。

弟：お姉ちゃん、分かったうえで嫌がらせしているよね。それにしても、さすがは法学研究科の大学院生。よくそんなこと知っているなあ。ところで(1)って聞こえたけど、それって憲法の天皇制に関する規定に基づいて、皇位の継承などについて定めている法律だよね。

姉：そう。今年の10連休は、実は天皇制をめぐる憲法上の問題にかかわって生じたものなのよ。ニュースとかちゃんと見ている？

弟：もちろん退位の話は知っているけど……。そもそも、何で天皇の退位について特例法が必要だったのか、そこからわからない。たとえ(1)に何らかの具体的な規定がなくても、本人の自由な意思に基づいて退位できなければ、憲法第22条第1項の「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び(2)の自由を有する」という規定に反して違憲になったりしないのかな。

姉：うーん、そうね。まず、天皇に対する人権保障には、一般の国民に対するのとは違って、その地位に特有の様々な制約がかかると考えられているのよね。(2)の自由に関して言うなら、そもそも皇位の継承を憲法第2条が「世

襲のもの」と規定していて、即位が本人の自由な意思によるものではないことが前提になっているから、退位の問題だけを切り取って違憲とする解釈は成立しづらいように思うわね。

弟：なるほど、それはそうなのかな。

姉：さらに難しいことに、退位を定める特例法を作るにあたっては、憲法第4条第1項の「天皇は、この憲法の定める（3）に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」という条文との適合性も問われたのよ。もし、天皇自身の意思によってその特例法が作られたということを前面に押し出してしまうと、むしろこの条文との関係で憲法問題が発生しうるからね。

弟：なるほど。法律を作るというのは、まさに典型的な「国政」の問題だもんね。

それで、その特例法やらが連休とどう関係するんだっけ？

姉：そこの説明も最初からなのね……。じゃあまず、今回の大型連休に関わる部分を中心に、全ての基本になる「国民の祝日に関する法律」を見てみるわね。

国民の祝日に関する法律

第1条　自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民こそつて祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける。

第2条　「国民の祝日」を次のように定める。

（略）

昭和の日　　4月29日　　激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。

憲法記念日　5月3日　　日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。

みどりの日　　5月4日　　自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。

子どもの日　　5月5日　　子どもの人格を重んじ、子どもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。

（略）

- 第3条 「国民の祝日」は、休日とする。
- 2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。
 - 3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日(「国民の祝日」でない日に限る。)は、休日とする。

弟：この法律、なんだかいろいろ面白いことが書いてあるね。まず、「自由と平

和を求めてやまない日本国民は」っていう書き出しがすごく目を引くし……。

姉：この法律が制定されたのは1948年、第2回国会のときだからね。新しい憲法の精神に沿った立法の理念が強く表されているみたい。法案の作成を担当してきた衆議院文化委員会の小川半次委員長による本会議での趣旨説明からも、それはうかがい知れるわ。

「ただいま議題と相なりましたる国民の祝日に関する法律案につきまして文化委員会を代表し、提案の理由並びに法案の趣旨を御説明申し上げます。日本国憲法は、国民主権と自由平等と永久平和とを標榜(ひょうぼう)いたしておりますが、これに伴いまして、いわゆる祝祭日も、概念そのものよりして再検討ないし改訂の必要に迫られましたことは、申すまでもありません。(略)」

弟：こういうやつはどこから拾ってくるの……。それとも、全部頭に入っているわけ？

姉：資料の探し方を知っていることこそが、学問をしていくうえでは大事なのよ。例えば国会の会議録は、スマホでも検索して見られるの(<http://kokkai.ndl.go.jp/>)。

弟：知識へのアクセスの方法が大事なんだね。ところでさ、ここで「再検討ないし改訂」ってあるけど、もともとは祝日ってどんな法律で規定されていたの？

姉：実は、それまでは法律で定められてはいなかったの。大日本帝国憲法第9条で「法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ」天皇が発する命令として規定されていた、(4)っていう法形式

によっていたのよ。「休日ニ関スル件」っていうシンプルな名称で、法令番号は昭和2年(4)第25号ね。

弟：法令番号まで出さなくても……。それで、その古いルールをまさに国民の代表である国会で定め直すことこそが、日本国憲法の精神にふさわしいってこともあったのかな。

姉：それはその通りだと思う。もちろん、それぞれの祝日がどういう趣旨で設定されていたか、っていう実質的な問題も重要だったけどね。まだ占領期でもあったわけだから。

弟：そっか、それで存置しづらかった祝日もあったはずだよね。そういえば、この法律の条文に現れているそれぞれの祝日の説明も、それはそれで結構興味深いな。子どもの日を「母に感謝する日」って定めているところとか、あんまり意識したことがなかったよ。

姉：これは、1948年の立法時点からそうなっているみたいね。女性にまつわる「母の日」や「婦人の日」を国民の祝日とすることが委員会のレベルでは検討されていたけれど、結局実現しなかったということに関係するのかな。国会の会議録を検索してみると、1948年6月14日に開催された参議院文化委員会では、4月10日に設定することが検討されていた婦人の日に関して、赤松常子委員がこんな主張をしていましたみたいよ。

「私、婦人の日を特に主張いたしますことを今更繰返して申上げる必要はないくらいこの前申上げたと存じますが、何も婦人の権利のみを主張して云々というふうにしたくないのでむしろこれを婦人の啓蒙教育を強く意味する日ということにして、そして婦人が男子の方々と同じような実力を持ち得るように、そのため婦人の問題を国民全体に关心を持つて考えて頂く。(略) これから日本を独立いたしまして国際的な舞台に出て参ります場合にも、先進国にはすでにこういう婦人の日が歴史的にも長く取上げられて、そうして今日の婦人の地位にまで高まつたことを思いますと、婦人の日がないということは国際的に見ても非常に日本の恥辱ではないかというくらいに考えておりますですから、是非この日の設定をお願いする次第でござります。」

弟：すごいね。祝日の制定って、実は結構政治的な主張がされる場面でもあるんだね。

姉：「国民の」祝日っていう正式名称の通り、祝日はその国のあり方を象徴するような一面もあるからでしょうね。脱線しちゃったけれど、10連休の話に戻りましょうか。

弟：うん、お願ひします。

姉：祝日法を見て分かるのが、祝日じゃない日が4月30日から5月2日まで3日連続しているから、土曜と日曜がどこに入っても、長くて5連休にしかならないってことよね。

弟：そうだよね……。それ以上の長さの連休は、これまで経験がなかったような気がする。

姉：でもここで、祝日法第3条第3項を見てみて。「その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする」ってあるでしょう？

弟：どういうこと？ 国民の祝日で挟まれた日は、平日でも休日になるってことなの？

姉：大まかにいえばそうね。そうすると、もし5月1日に国民の祝日があれば……？

弟：そっか、昭和の日と5月1日に挟まれて4月30日は休日に、5月1日と憲法記念日に挟まれて5月2日も休日になるんだね！ そうすると、少なくとも4月29日から5月5日の7日間は連休になるわけか……。

姉：しかも、土曜日と日曜日もあるからね。今年は祝日法第3条第2項の規定も絡んで、10連休が成立したの。それで、なぜ今年の5月1日が祝日になったかというと……？

弟：そうかそうか、ニュースの内容を思い出してきたよ。そこでさっき出てきた、祝日法以外の法律が関係してくるんだね。

姉：その通り。「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」がまずは問題になるわね。規定の本文はとてもシンプルなものよ。

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律
天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日は、休日とする。

弟：……え、これだけ？ 休日の日付も書かれてないし、何が何だか全く分から
ないよね。

姉：そう。法律はね、一つの条文だけじゃなくて他の関係する条文ともあわせて
見て、ようやく具体的な内容が分かるっていうものが多いのよ。今回は、こ
の法律の附則をまず見る必要があるかな。これね。

附則

(施行期日等)

第1条 この法律は、公布の日から施行し、天皇の退位等に関する(1)特
例法(平成29年法律第63号)第2条の規定による天皇の即位に関して適用す
る。

(他の法令の適用)

第2条 本則の規定により休日となる日は、国民の祝日に関する法律(昭和23
年法律第178号)に規定する国民の祝日として、同法第3条第2項及び第3
項の規定の適用があるものとする。

(略)

弟：あ、なるほど。ここで適用される日を決めるものとして、さっきの特例法が
出てくるんだね。どこで5月1日っていう日付が出てくるのかと思ったら、
そっちなのか。

姉：さあ、どうでしょう。その特例法の第2条と附則第1条を見てみましょうか。

天皇の退位等に関する(1)特例法 (天皇の退位及び皇嗣の即位)

第2条 天皇はこの法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位する。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(略)

弟：出てきてないじゃない……。今度は政令まで見ないといけないの！？

姉：具体的な期日を定める際なんかには、こういう方法は珍しくないわよ。面倒でも、現行法について調べるときには、これは必要な手間ってこと。ところで政令については、内閣の行う事務を定めた憲法第73条の第6号に、「この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の(5)がある場合を除いては、罰則を設けることができない。」という規定があるわね。

弟：なんか、さっきの(4)を定めた大日本帝国憲法第9条と似てるような……。

姉：勘がいいわね。まさに、政府が発する規範の一種として位置づけられる点では、両者は類似していると言えるわ。ただ、日本国憲法のもとでは、罰則だけではなくておよそ国民の権利を制限し義務を課す規範を政令で定めようとするときにも、法律の(5)が求められているの。憲法の柱である国民主権の観点からすると、自然なことよね。

弟：なるほど……。法学の議論らしい雰囲気。それで、今回の政令は具体的にどんなものなの？

姉：こんな内容ね。

天皇の退位等に関する(1)特例法の施行期日を定める政令
内閣は、天皇の退位等に関する(1)特例法(平成29年法律第63号)附則第1条第1項の規定に基づき、この政令を制定する。

天皇の退位等に関する(1)特例法の施行期日は、平成31年4月30日とする。

弟：あれ、平成 31 年 4 月 30 日って書いてあるよ？ 5 月 1 日と違うじゃない。

姉：確かに、「施行の日限り」っていう表現は難しいよね。首相官邸のサイトを確認すると、退位の日が 4 月 30 日で、祝日になる即位の日は 5 月 1 日っていう解釈みたい(https://www.kantei.go.jp/jp/headline/taii_tokurei.html)。さて、これで今年の 5 月 1 日が特別に祝日になって、今年だけの 10 連休が発生する仕組みはわかったかしら。

弟：うん。特別な法令を複数制定する面倒な手順を踏んで、わざわざ今回の「即位の日」に限定しているんだね。でもやっぱり、今年限りにしなくていいよね……。思い出したんだけど、この大型連休で発生する経済効果も膨大だって予測されていたはずだし。

姉：実はね、5 月 1 日を恒久的に祝日にしようって話は、長い間まったく別の文脈から出てきてはいたのよ。

弟：え、 そうなの！？ どういう名目で？

姉：メーデー。はるか昔、古代ローマの初夏のお祭りに起源があるとも言われているけれど、今では労働者の祭典として、世界中のいくつもの国で規定されている祝日よ。19 世紀末に「8 時間の労働、8 時間の休息、8 時間の自由」を求めて、5 月 1 日にアメリカのシカゴで行われたデモがそのきっかけだったとされているわ。

弟：メーデーかあ。大学生にはあまり実感がないなあ。

姉：まあ、それはそうかもね。それで日本では、1982 年にメーデーの第 53 回大会で、メーデーの祝日化を求める特別決議が採択されているのだけれど、それも労働時間短縮運動の一環と位置付けられていたみたい。

弟：メーデー自体の祝日化が、労働時間短縮の要求対象になっていたってわけか。こうして政治にも圧力をかけていたんだね。

姉：けれど 1995 年、メーデー祝日化にも好意的だったと思われる(6)が政権を握っていたタイミングでも、祝日にはならなかったの。その年の 2 月 28 日の文教委員会での、乾晴美委員による次の発言からすると、好機だったかもしれないんだけどね。

「メーデー祝日化法案の審議過程をちょっと振り返ってみましたが、第120回の国会(1990~1991年)で村山富市様外6名の方々が提案されているわけです。(略)結局第126回国会(1993年)で継続手続をとらなかったために廃案になっているという、メーデーについてはそういう経緯があるわけです。」

弟：(6)の村山富市は、以前にメーデーの祝日化法案を提出していたっていう話なのか。それにもかかわらず1995年以降も祝日化されなかつたんだから、何かメーデーを祝日にすることを妨げる特別な理由があったのかな。

姉：よく出てくる論拠は、11月23日の勤労感謝の日と趣旨が重複するっていう話ね。また1985年にさっきの祝日法第3条第3項が誕生したことで、5月1日を国民の祝日になると長い連休になりすぎて、金融市場に悪影響が出るっていう懸念もあったみたい。

弟：金融市場！？ 株とか為替とかってこと？ そんなことまで考えるんだ。それにしても皮肉だね……。大型連休を作りやすくする制度が、逆に大型連休の成立を阻んだってことか。

姉：そもそも言えるかもね。でも今回の連休で大きな問題が生じなかつたってことになれば、メーデーの祝日化が蒸し返されて、5月1日がずっと祝日になる
かもよ？

弟：うう……やめてよ、傷つけられた僕に変な期待を持たせないでよ……。

問(A) 文中の(1)～(6)に入れるのに最も適当な語句を解答欄に記入しなさい。ただし、(6)には政党名を記入しなさい。

問(B) 下線部①に関連して、以下の文章中の(a)、(b)に入れるのに最も適当な語句を解答欄に記入しなさい。ただし、(b)には人名をフルネームで記入しなさい。

国民の祝日とはされなかつたものの、日本において4月10日が「女性の日(「婦人の日」から1998年に改称)」とされているのは、1945年12月に改正された

(a)選挙法に基づいて、1946年4月10日に初めて男女が対等な資格を有する(a)総選挙が実施されたことを記念したものである。この総選挙では合計で39名の女性の(a)が誕生したが、この数は長く更新されることができなかった。(b)内閣の時に行われた2005年9月11日の(a)総選挙において、郵政民営化をめぐって分裂状態にありながら圧勝した自民党に属する26名をはじめとして、合計で43名の女性が当選したことにより、59年ぶりに記録が更新された。

問(C) 下線部②に関連して、以下の文章中の(c), (d)に入れるのに最も適当な数字を解答欄に記入しなさい。

問題文中に引用した国民の祝日に関する法律の条文に対して、後掲のように5月1日を国民の祝日とする条文が加えられたと仮定する(それらの条文の総体を以下では「仮想祝日法」と称する)。また、(i) 「仮想祝日法」の条文に基づく休日、(ii) 土曜日、(iii) 日曜日の3種類の日のみを本問では休日とする。以上の条件下において「仮想祝日法」を適用した場合、4月29日から開始する連休は、2020年については(c)日間、2021年については(d)日間の長さとなる。なお、2020年5月1日は金曜日、2021年5月1日は土曜日である。

「仮想祝日法」(*なお、5月1日に関する仮定的な追加部分は太字で記している)

第1条 自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民こそつて祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける。

第2条 「国民の祝日」を次のように定める。

(略)

昭和の日 4月29日 激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。

メーデー	5月1日	労働する人々の権利の発展に思いをいたし、 労働をめぐる社会のあり方のさらなる改善を 期する。
憲法記念日	5月3日	日本国憲法の施行を記念し、国成長を期す る。
みどりの日	5月4日	自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊 かな心をはぐくむ。
子どもの日	5月5日	子どもの人格を重んじ、子どもの幸福をはか るとともに、母に感謝する。

(略)

第3条 「国民の祝日」は、休日とする。

- 2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近
い「国民の祝日」でない日を休日とする。
- 3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日(「国民の祝日」でない日に限
る。)は、休日とする。

(以上)